

宮川下流漁業協同組合内共第37号、内共第44号 及び内共第45号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第37号、内共第44号及び内共第45号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、にじます、いわな、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、かじか、及びよしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模で行わなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具・漁法	ウ. 規 模
あ ゆ	友釣りに限る	釣竿は1本、掛け針は4本以内、逆さ針より20cm以内とする。 舟釣り、リール、オートリルアーの使用は禁止。
やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか、よしのぼり (以下「雑魚」という。)	手 釣・竿 釣 (餌釣り、毛針釣り、ルアー釣りをいう。ただし手釣はうなぎに限るものとする)	釣竿はやまめ、にじます、いわなを対象とする場合は1本、その他の魚種の場合は3本以内とする。

2 前項に規定する漁具・漁法のうち左欄の漁具・漁法は右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	期 間
毛鉤釣り、ルアー釣り	9月10日から翌年2月末日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期 間
あ ゆ漁業	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで。
やまめ漁業 にじます漁業 い わ な漁業	3月1日から9月9日まで。
こ い漁業 う な ぎ漁業 おいかわ漁業 よしのぼり漁業	1月1日から12月31日まで。
あじめどじょう漁業 かじか漁業	9月1日から翌年3月31日まで。
う ぐ い漁業	6月1日から翌年3月31日まで。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第5条 次の表のア欄の魚種について、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては疑似餌釣り(ルアー・フライ・テンカラ)でカエシのない(バブレス)シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア.魚 種	イ.区 域	ウ.期 間
やまめ、いわな、にじます	坂上発電所放水口の上流端から飛騨市宮川町忍橋下流端までの区域の宮川及びその間に流れ込む森安谷の宮川合流点から上流100mまでの区域	3月1日から9月9日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示(及び岐阜新聞に掲載)してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア.区 域	イ.期 間	ウ.魚 種
宮川の打保発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域	1月1日から 12月31日	全魚種
宮川の坂上発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域		
小鳥川の下小鳥発電所堰堤下流端から下流200メートルの区域		
小鳥川の下小鳥発電所放水口の上流50メートルから下流宮川合流点までの区域		
洞谷の大字洞サイノカミ408番地 - 90より上流全域(林道と洞谷の交わる地点より上流全域)		
天生谷川の飛騨市河合町天生の天生谷川とかんざくれ谷の合流点より上流全域		
菅沼谷の数河開拓水路取水頭首工より上流全域		
宮川の蟹寺発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域		うぐい・ おいかわ

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未滿のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う ぐ い	10センチメートル
い わ な	15センチメートル
や ま め	15センチメートル
に じ ま す	15センチメートル
こ い	20センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	竿釣 (友釣りに限る)	2,500円	12,000円	2,500円
雑魚	竿釣 (うなぎに限り手釣、竿釣とする。)	1,000円	7,000円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	高校生以下	無料	無料	-
	女性、心身障害者(身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者)	1,000円	5,000円	1,000円
雑魚	高校生以下	無料	無料	-
	女性、心身障害者(身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者)	500円	3,500円	500円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(特定釣漁場)

第9条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア. 区域	イ. 魚種	ウ. 期間	エ. 料金
ワキ谷の稲越川との合流点から上流1,000mまでの区域	いわな	3月1日から 9月9日まで	来場者に合わせて魚を放流する いわな 1人・1kg放流 3,500円
	にじます		にじます 1人・1kg放流 2,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

遊漁承認証

表裏

様式 1

遊漁承認証

表

裏

平成	年度	No.
鮎日釣遊漁承認証		
遊漁料		円 税込み
注：漁場で監視員より交付を受ける場合は円を加算した額とする。		
漁具漁法	友釣りに限る	
有効区域	飛騨市宮川町・河合町一円	
有効期間	下記当日限り	
月		日
発行者 宮川下流漁業協同組合 ㊤		
取扱者 ㊤		
●裏面注意事項を必ず守ってください		

注意事項
(1) 遊漁中はこの証を携帯してください。携帯なき場合は一日の遊漁料を徴収します。
(2) 監視員の要求のあった時は本証を提示してください。
(3) 本証は再交付いたしませんので大切にしてください。
(4) 遊漁に際しては遊漁規則に定められた事項を遵守してください。
(5) 納付した遊漁料は一切払戻し致しません。
(6) 感電、水難事故等、組合は責任を負いませんので各自注意してください。
(7) ゴミ、空き缶は必ず持ち帰りましょう。
※解禁日の場所取りは他の皆さんの迷惑になりますので絶対に行わないようお願い致します。また、場所取りを目的とした釣竿等は見つけ次第撤去します。

表

裏

平成	年度	No.
雑魚日釣遊漁承認証		
遊漁料		円 税込み
注：漁場で監視員より交付を受ける場合は円を加算した額とする。		
漁具漁法	手釣・竿釣(餌釣・毛鉤・ルアー)に限る	
有効区域	飛騨市宮川町・河合町一円	
有効期間	下記当日限り	
月		日
発行者 宮川下流漁業協同組合 ㊤		
取扱者 ㊤		
●裏面注意事項を必ず守ってください		

注意事項
(1) 禁止期間 ○ウグイ 4月1日～5月31日 ○イワナ・ヤマメ・ニジマス 9月10日～2月末日 ○コイ・フナ・ウナギ 設定されていません
(2) 体長制限 ウグイ10cm未満 イワナ15cm未満 ヤマメ15cm未満 ニジマス15cm未満 コイ20cm未満 ウナギ30cm未満
(3) 遊漁中はこの証を携帯してください。携帯なき場合は一日の遊漁料を徴収します。
(4) 監視員の要求のあった時は本証を提示してください。
(5) 本証は再交付いたしませんので大切にしてください。
(6) 遊漁に際しては遊漁規則に定められた事項を遵守してください。
(7) 納付した遊漁料は一切払戻し致しません。
(8) 感電、水難事故等、組合は責任を負いませんので各自注意してください。
(9) ゴミ、空き缶は必ず持ち帰りましょう。
※放流日の場所取りは他の皆さんの迷惑になりますので絶対に行わないようお願い致します。また、場所取りを目的とした釣竿等は見つけ次第撤去します。

年 釣 遊 漁 承 認 証

平成 年 **鮎**

遊漁区域：飛騨市河合町・宮川町一円

住所

氏名 (才)

宮川下流漁業協同組合 ㊞

写真

- (1) 遊漁料 円(税込み)。
- (2) 漁法は友釣りに限ります。
- (3) 本証は記名本人に限ります。
- (4) 遊漁中は本証を携帯してください。
- (5) 監視員の要求のあった時は本証を提示してください。
- (6) 本証は再交付いたしません。
- (7) 納付した遊漁料は一切払戻し致しません。
- (8) 感電、水難事故等、組合は責任を負いません
- (9) ゴミ、空き缶は必ず持ち帰りましょう。

(※腕章)

年 釣 遊 漁 承 認 証

平成 年 **雑**

遊漁区域：飛騨市河合町・宮川町一円

住所

氏名 (才)

宮川下流漁業協同組合 ㊞

写真

- (1) 遊漁料 円(税込み)。
- (2) 漁法は年釣・手釣(餌釣・毛鉤・ルアー)に限ります。
- (3) 本証は記名本人に限ります。
- (4) 遊漁中は本証を携帯してください。
- (5) 監視員の要求のあった時は本証を提示してください。
- (6) 本証は再交付いたしません。
- (7) 納付した遊漁料は一切払戻し致しません。
- (8) 感電、水難事故等、組合は責任を負いません
- (9) ゴミ、空き缶は必ず持ち帰りましょう。

(※腕章)

別記様式第2号 (第11条関係)

漁場監視員証

表裏

様式 2

漁場監視員証

表

裏

No

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏 名	
生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成
住 所	

有効期限 年間

発行年月日 平成 年 月 日

発 行 者

宮川下流漁業協同組合

注 意 事 項

1. 監視員が出役するときは、腕章ならびに、この監視員証を携行すること。
2. 漁業をしている者との対応は丁寧に対応し、なるべく漁業の妨げにならないよう注意すること。